

人権教育の充実

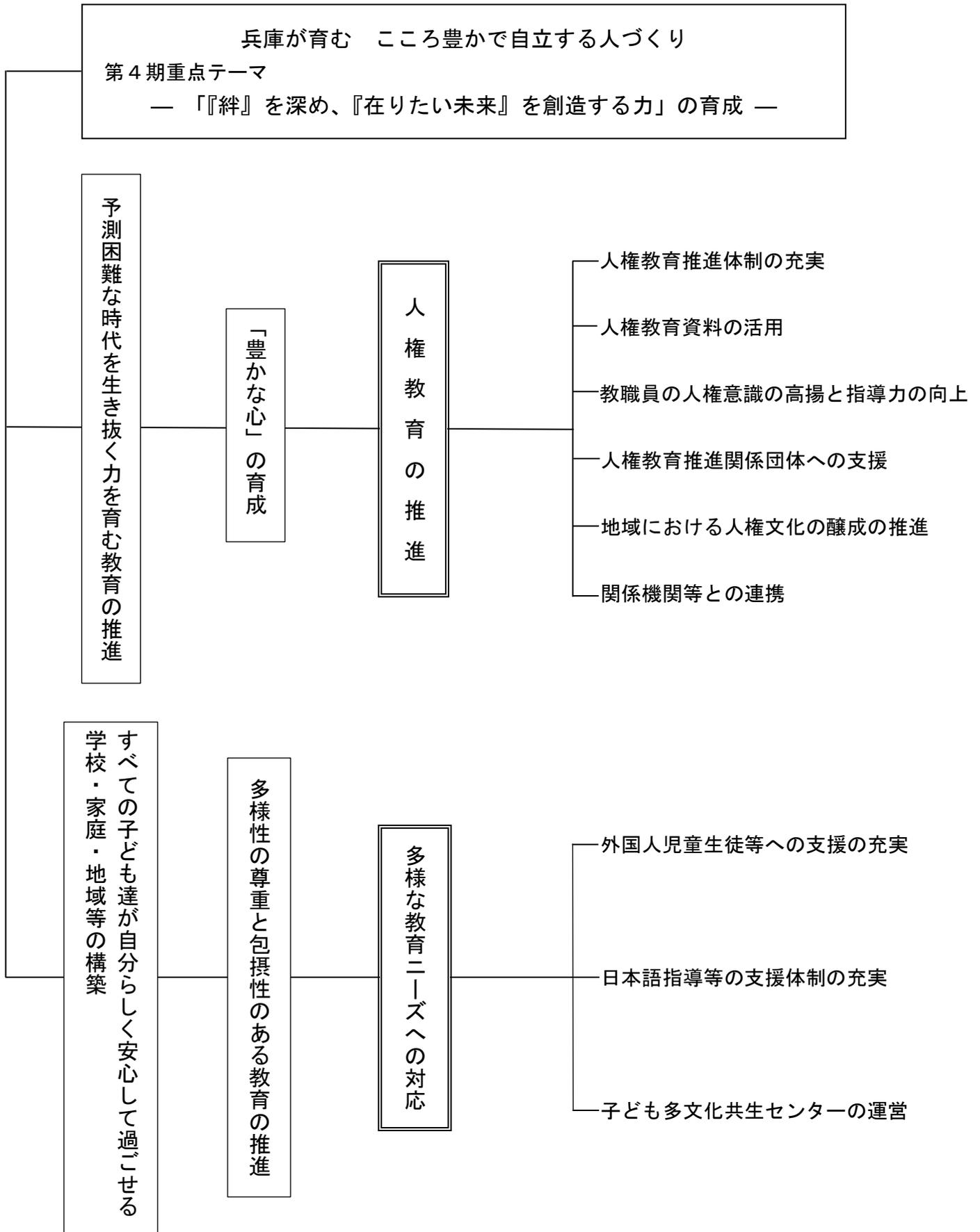
令和7年5月

兵庫県教育委員会事務局
人権教育課

目 次

令和7(2025)年度人権教育課施策体系表	3
I 人権教育の推進	4
II 多様な教育ニーズへの対応	10

令和7（2025）年度 人権教育課 施策体系表



I 人権教育の推進

【学校教育】

人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていくために、学校における教育活動全体を通じて人権教育を推進する。

1 人権教育推進体制の充実

人権教育を推進していくために、教職員が一体となって人権教育に取り組む校内推進体制を整える。

(1) 県立学校訪問指導

指導主事等が県立学校を訪問し、学校の実態把握と人権教育の指導の充実を図る。

- ① 内 容 研究授業、研究協議、取組内容及び諸課題等調査 等
- ② 対 象 34 校

(2) 人権教育研究指定校事業の実施

301 千円

生徒に人権の意義を理解させ、生徒の自己有用感の向上や自分や他者の人権を大切にする心の育成、具体的な態度や行動につなげるために、幅広い観点から実践的な研究を行う。

- ① 指 定 校 県立氷上西高等学校
- ② 指定期間 1 年
- ③ 事業内容

ア 人権意識を培うための学校教育の在り方について実践的な研究を行う。

イ 教職員一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、実践的指導力の向上を図るための調査研究の実施

④ 取組内容

ア 部落差別（同和問題）について、地域の小学校及び中学校と連携し、地域の実態に応じた連続性のあるカリキュラムの作成

イ 近隣校と連携し、生徒間の協働的活動を実施し、多様性を認め合える態度を培い、共生社会の実現に主体的に取り組む実践力の育成 等

(3) 人権課題に対応した人権教育研究事業の実施

研究推進校において、今日的な人権課題の解決に向けた実践的な研究を行い、成果を県内に発信する。

① 研究推進校 6 校

尼崎市立小田北中学校、加古川市立平岡南中学校、たつの市立神岡小学校
豊岡市立五荘小学校、丹波篠山市立篠山小学校、洲本市立洲本第三小学校

② 指定期間 1 年

③ 事業内容

ア 今日の課題に対応した指導内容・方法に関する研究

イ 今日の課題に対応した人権教育資料の活用に関する研究 等

④ 取組内容

ア 人権学習（高齢者、障害者）の計画を見直し、他者理解を深め、共感力を育成する授業の研究

イ 部落差別（同和問題）に関する地域教材を通じた実体験をもとに、地域の願いや課題を知り、課題解決への意欲や態度、実践力を育成する取組の実施 等



研究授業の様子

2 人権教育資料の活用

児童生徒の発達段階に応じた人権教育資料等を作成し、効果的な活用を図る。

(1) 児童生徒用資料及び教員(指導者)用活用の手引き

- ① 就学前用人権教育資料「ほほえみ」 [令和3年度改訂]
- ② 小学校低学年用人権教育資料「ほほえみ」 [令和3年度改訂]
- ③ 小学校中学年用人権教育資料「ほほえみ」 [令和4年度改訂]
- ④ 小学校高学年用人権教育資料「ほほえみ」 [令和4年度改訂]
- ⑤ 中学生用人権教育資料「きらめき」 [令和5年度改訂]
- ⑥ 高校生用人権教育資料「HUMAN RIGHTS」 [令和2年度改訂]

[参考]

1 児童生徒用人権教育資料



2 校種別の取組

① 人権教育資料の活用状況[令和5年度実績:小・中・高]

小学生用人権教育資料 「ほほえみ」	中学生用人権教育資料 「きらめき」	高校生用人権教育資料 「HUMAN RIGHTS」
548校/562校 [97.5%]	195校/255校 [76.5%]	107校/148校 [72.3%]

② 人権教育の実施状況[令和5年度実績:小・中・高]

小学校	中学校	高等学校
562校/562校 [100.0%]	255校/255校 [100.0%]	148校/148校 [100.0%]

(2) 教員(指導者)用指導・研修資料

- ① 男女共同参画社会の実現をめざす教育の実現に向けて [平成 29 年度改訂]
- ② 「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」について[令和 2 年度作成]
- ③ 「ヘイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて [平成 29 年度改訂]
- ④ 外国人児童生徒等のための受入れハンドブック
～指導・支援を充実させるために～ [令和元年度改訂]
- ⑤ アニメ「めぐみ」等の活用について [令和元年度改訂]
- ⑥ 「多様な性」に対する正しい理解のために [令和 5 年度改訂]

[参考]

「ヘイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて
平成 28 年 12 月
平成 29 年 4 月改訂
兵庫県教育委員会

1 「ヘイトスピーチ」について
特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがいわれる「ヘイトスピーチ」であるとして行われるなど、外国人への差別意識を醸成させることにつながることがない事例がある。【平成 26 年版 人権教育「啓蒙白書」 法務省・文部科学省】

2 国連における動き
(1) 自由権規約委員会
「ヘイトスピーチ」や「Japanese only」の表示など、外国人への差別を有する行為が広がっているとして問題視している。差別される側が「刑法、民法で十分に保護されていない」など懸念を示し、その上で、「差別意識を醸成する人権的観点や被害者に対するアパレル等をすべて禁止すべき」と提言している。また、日本政府に対して、差別者を処罰するルールを整備するよう促した。【2014(平成 26)年 7 月 24 日 時事通信社「JAP」より引用】

「ヘイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて (一部抜粋)

外国人児童生徒等受入れフローチャート

①入学・転編入学後すぐに生活支援と日本語指導を開始しよう。
②外国人児童生徒等は「2つ以上の国籍をもつ、母国性のある子ども」です。
③外国人児童生徒等の存在は、全ての子どもにとって成長のチャンスとなります。

受入れのためのチームをつくりましょう (第3章1 p.14~)

- チームを中心に、全ての教職員で取り組む体制づくりをしましょう。
- メンバー：管理職、学年主任(学年主担当)、学級担任、教師(特別担当)等
- チーム会議を定期的に行いましょう。

受入れ(入学・転編入学)の準備をしましょう (第3章3 p.22~)

- 入学・転編入学に必要な書類を準備しましょう。
- 教職員や在籍する児童生徒へ説明し、支援・協力体制づくりをしましょう。
- 子どもも多文化共生ポスター等(「母語と日本語が話せる支援者」を以下「母語支援者」と記載)の派遣の手続きをしましょう。

外国人児童生徒等のための受入れハンドブック
～指導・支援を充実させるために～

2 条約の4つの原則

- 6 (命を守られ成長できること) すべての子どもが健やかに育ち、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように健康、教育、生活への実況などを十分に保障される。
- 3 (子どもにとって最もよいこと) 子どもに関する一切の行われる事は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一と考えます。
- 12 (意見を表明し参加できること) 子どもは自由に意見を表明し、その意見が子どもの発達に重要な役割を果たす。また、その意見が子どもの発達に重要な役割を果たす。
- 2 (差別のないこと) すべての子どもは、子ども自身の性別、人種、民族、国籍、障害、経済状況などいかなる理由でも差別されず、差別のないすべての権利が保障されます。

3 子どもの権利は大きく分けて4つ

- 生きる権利: すべての子どもが大切に育ち、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように健康、教育、生活への実況などを十分に保障される。
- 育つ権利: 命や健康、安全な環境の中で育ち、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように健康、教育、生活への実況などを十分に保障される。
- 守られる権利: 命や健康、安全な環境の中で育ち、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように健康、教育、生活への実況などを十分に保障される。
- 参加する権利: 命や健康、安全な環境の中で育ち、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように健康、教育、生活への実況などを十分に保障される。

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」について (一部抜粋)

「多様な性」に対する正しい理解のために
令和 5(2023)年 8 月
兵庫県教育委員会

生まれた時の外観や血液検査などで判断される「生物学的な性」と、自分が自覚している「ジェンダーアイデンティティ」は、必ずしも一致するものではありません。意識が性とは限りません。異性と違う自分に違和感を持ちながらも、いじめや差別につながることを不安に感じることがあります。

また、セクシュアリティ(性のあり方)に関係する「かたがひ」や「多様な性の権利」により、自覚意識を分けられれば、学校、職場、自覚につながることもあります。

学校においては、学級に当該児童生徒が在籍していることを想定した上で、令和 5(2023)年 6 月に公布された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の促進に関する法律」(以下、法律)や文部科学省通知(あえとあ)をもとに、本研修資料を活用するなど、すべての教職員が「多様な性」に対する正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう体制づくりを推進する必要があります。

「多様な性」に対する正しい理解のために (一部抜粋)

3 教職員の人権意識の高揚と指導力の向上

管理職及び担当教員などの指導力の向上や人権意識の高揚を図るため研修を実施する。

(1) 教職員対象

管理職、人権教育担当者、初任者等それぞれのキャリアステージに応じた研修を行う。

① 管理職研修

研修名	市町組合立学校管理職人権教育研修	県立学校管理職人権教育研修
項目	市町組合立学校管理職人権教育研修	県立学校管理職人権教育研修
対象	校長・教頭(隔年で交互に実施)	校長・教頭
参加者	教頭 833 人	校長 164 人 教頭 229 人
時期	令和 7 年 5 月～令和 7 年 8 月	校長 令和 7 年 6 月 11 日 教頭 令和 7 年 7 月及び 10 月
会場	6 会場	県立総合教育センター
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・校内推進体制の整備 ・組織的な取組とその点検・評価 ・教職員の人権意識高揚と指導力向上 	

② 人権教育担当者研修

研修名 項目	市町組合立学校教員人権教育研修	県立学校人権教育担当教員等研修
対 象	・人権教育担当教員 ・児童生徒支援教員 ・研究推進校推進教員 等	・人権教育担当教員 ・市立高等学校人権教育担当教員（希望者）
参加者	約 900 人	約 180 人
時 期	令和 7 年 5 月～令和 7 年 12 月	(講義)令和 7 年 4 月～令和 7 年 5 月 (協議)令和 7 年 5 月 14 日 (水)
会 場	6 会場	(講義)オンデマンド形式 (協議)県立総合教育センター
研修内容	・人権教育にかかる現状と課題 ・指導内容の構成と指導方法の工夫 ・人権教育資料等の効果的な活用	

③ 児童生徒支援教員研修

研修名 項目	児童生徒支援教員研修	
対 象	児童生徒支援教員	
参加者	292 人	
時 期	(講義) 令和 7 年 4 月 21 日 (月)～令和 7 年 5 月 23 日 (金) (協議) 令和 7 年 7 月 31 日 (木) (協議) 令和 7 年 8 月 6 日 (水)	
会 場	(講義) オンデマンド形式 (協議) 小野市伝統産業会館 (協議) 県立のじぎく会館	
研修内容	・配置目的と活動内容 ・効果的な指導の在り方	

④ 初任者研修

研修名 項目	市町組合立学校初任者研修	県立学校初任者研修
対 象	市町組合立学校初任者	県立学校初任者
参加者	363 人	213 人
時 期	令和 7 年 10 月 21 日(火) 令和 7 年 10 月 28 日(火) 令和 7 年 10 月 29 日(水)	令和 7 年 4 月 4 日(金) 令和 7 年 10 月 30 日(木)
会 場	県立総合教育センター	県立総合教育センター
研修内容	・人権尊重の理念の理解 ・人権教育の指導方法の在り方 ・人権教育資料を活用した授業の在り方	

(2) 市町組合教育委員会職員等研修の実施

人権教育・啓発担当者の指導力や資質の向上を図るための研修を行う。

研修名 項目	指導主事等研修	
対 象	教育事務所・市町組合教育委員会の担当指導主事等	
参加者	50 人	
時 期	令和 7 年 5 月 9 日 (金)	
会 場	県立のじぎく会館	
研修内容	・研修における教育委員会の役割 ・人権教育に関する情報発信と普及	

【社会教育】

すべての人の自己実現と「共に生きる社会」への展望のもと、住民が人権の普遍性と正当性についての認識や人権共存の考え方への理解を深め、地域における人権文化の醸成を図るとともに、人権の尊重を普遍的な価値観として共有するための教育を推進する。

1 人権教育推進関係団体への支援

人権教育の実践・研究及び教育・啓発を行っている兵庫県人権教育研究協議会の取組に支援を行う。

(1) 人権教育推進関係団体育成事業費補助事業の実施 10,847 千円

① 実践・研究

研究大会の開催や研究集録の発行を行う。

② 教育・啓発

指導者研修会、人権教育講演会の開催や学習資料の作成及び発行を行う。

(2) 地域における人権教育実践研究事業の実施 10,691 千円

① 人権教育実践研究委員会地区事務局の設置（県内6地区）

各地域・市町間の連携や調整等を行い、実践研究を円滑に進める。

② 調査員の配置

各地区における人権学習素材発掘・収集及び研究等を行う。

③ 人権教育実践研究報告書の作成

発掘・収集した人権学習素材をもとに実践研究を行い、その成果として人権教育実践研究報告書を作成する。

2 地域における人権文化の醸成の推進

地域における人権課題の解決に向け、一人一人の人権が尊重される環境づくりに取り組み、自分が住んでいる地域に「愛着」と「誇り」をもち、心と心が豊かにつながる地域づくりを推進するため、社会教育における人権教育を総合的に推進する。

(1) 地域に学ぶ体験学習支援事業の実施 1,800 千円

日常的な人権課題の解決に向けての意欲と態度を育成するため、これまで養成してきた人権学習リーダーを活用しながら、参加体験型の学習活動や地域活動等を実施して、様々な人権問題について学習するための講座を開設する市町に対して、その経費の一部を補助する。

① 実施市町 12市町（予定）

② 講座数 28講座（予定）

③ 事業内容

ア 対象者 地域住民（幼児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人等）

イ 講座人数 1講座あたり10人以上

ウ 時間数 年間30時間以上

エ 補助率 1/3補助（補助限度額60,000円）

オ 活動内容

(ア) 地域の歴史、文化、史跡、伝統産業などの調査研究活動

(イ) 地域における福祉体験や勤労体験活動

(ウ) 高齢者、障害者、外国人などとの交流活動

(エ) 女性や子どもの人権に関する課題についての学習活動

(オ) 人権文化を発信する活動（人権カルタの作成、人権劇、実践発表）

(2) 人権教育指導者研修会の実施

人権に関わる様々な課題について理解を深め、人権教育の改善・充実を図るため、効果的な教育の進め方について研修を行う。

研修名 項目	人権教育指導者研修会
対 象	各市町及び各市町組合教育委員会人権教育・啓発担当者 各教育事務所人権教育担当者 一般県民 等
参加者	約 100 人
時 期	令和 7 年 8 月 9 日（土）※ ひょうご・ヒューマンフェスティバルにおいて開催
会 場	ベイコム総合体育館（尼崎市）
研修内容	・社会教育における学習機会の方策充実 ・地域における子ども多文化共生教育の推進 ・学校、家庭、地域などの連携の在り方

3 関係機関等との連携

(1) 県民生活部総務課人権推進室

- ① 市町人権啓発主管課長会議（4月）への参加
- ② ひょうご・ヒューマンフェスティバル（8月：ベイコム総合体育館）の共催
 - ※ 子ども多文化共生教育フォーラム
 - ※ 子ども多文化共生センター展示
- ③ ひょうご人権ネットワーク会議（12月）の共催
- ④ 兵庫県拉致問題啓発ビデオ
「私たちにできることー拉致問題の解決を願ってー」の活用 等



子ども多文化共生教育フォーラム
（ひょうご・ヒューマンフェスティバル）

(2) 公益財団法人兵庫県人権啓発協会

- ① 市町人権啓発担当者研修会への参加
- ② 人権啓発ビデオ等作成協力 等

兵庫県拉致問題啓発ビデオ
「私たちにできることー拉致問題の解決を願ってー」
活用例 兵庫県教育委員会

「兵庫県拉致問題啓発ビデオ」とは？

- ★県民生活部総務課（人権推進室）が作成
- ★上映時間約 42 分（5つのチャプターで構成）
- ★兵庫県出身の拉致被害者を重点的に紹介
- ★「ひょうごチャンネル」から視聴可能→

学校での活用例を紹介します！

学校での拉致問題の
学習に効果的！

兵庫県拉致問題啓発ビデオ「私たちにできることー拉致問題の解決を願ってー」活用チラシ（一部抜粋）

[参考] 人権啓発ビデオ

年度	題名	テーマ
令和 2 年度	「カンパニュラの夢」	超高齢化社会とひきこもり
令和 3 年度	「夕焼け」	ケアラー
令和 4 年度	「バースデイ」	性の多様性
令和 5 年度	「大切なひと」	ネット社会における部落差別
令和 6 年度	「あなたのいる庭」	社会におけるこどもの人権

II 多様な教育ニーズへの対応

日本語指導が必要な外国人児童生徒等、多様な教育ニーズのある子どもたちが安心して教育を受けられるように対応するとともに、多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を培うため、家庭・地域との連携のもと多文化共生にかかわる事業を推進する。

1 外国人児童生徒等への支援の充実

外国人児童生徒等の自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒に共生の心を育成するため、子ども多文化共生教育の充実を図る。

(1) 子ども多文化共生サポーターの派遣事業の実施 105,588千円

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応を促進するため、当該児童生徒の母語を話すことができる子ども多文化共生サポーターを派遣する。

① 派遣状況（令和7年4月1日現在）

派遣言語数	派遣校数	派遣人数
12言語	113校	88人

※ 派遣校種別内訳：小学校：64校、中学校：41校、県立学校：8校

※ 令和6年度実績：派遣言語数：19言語、派遣校数：271校、派遣人数：162人

② 対象

日本語指導が必要な外国人児童生徒等

③ 派遣回数等

派遣開始～6ヶ月 週2～4回程度

在留6ヶ月以上2年未満 週1回程度

※ 市町立学校は1年未満（政令市除く）

※ 派遣1回4時間以内

④ 職務内容

ア 当該児童生徒の生活適応への支援

イ 当該児童生徒の学習支援

ウ 当該児童生徒の心の安定への支援

エ 子ども多文化共生教育推進の支援 等



サポーターによる支援の様子

[参考] 子ども多文化共生サポーター言語別派遣状況（令和7年4月1日現在）

派遣言語（12言語）	派遣校数	派遣人数
中国語	38	27
ベトナム語	29	21
英語	16	16
ネパール語	12	8
インドネシア語、ウルドゥ語	各3	各3
フィリピン語、モンゴル語	各3	各2
スペイン語、フランス語	各2	各2
韓国・朝鮮語、ペルシャ語	各1	各1
合計	113校	88人

(2) 子ども多文化共生サポーター等研修会の実施

子ども多文化共生サポーターなどの資質の向上を図るための研修を行う。

研修名 項目	子ども多文化共生サポーター等研修
対 象	子ども多文化共生サポーター、市町組合教育委員会担当者 子ども多文化共生サポーター派遣校管理職 等
参加者	約 300 人
時 期	令和 7 年 5 月 16 日 (金)
会 場	県立のじぎく会館
研修内容	・子ども多文化共生サポーター派遣事業の目的及び支援の在り方 ・外国人児童生徒の適切な学習支援を図るための連携の在り方

(3) 多言語相談員の派遣

公立学校等で行う教育相談に際し、外国人児童生徒等とその保護者に対して、母語による通訳を行う多言語相談員を公立学校等へ派遣する。

※ 令和 6 年度実績

派遣先	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	就学支援 ガイダンス	子ども 多文化共生 センター	合計
派遣数	77	33	30	30	11	3	184

派遣言語数：12 言語（派遣可能言語数：25 言語）

(4) 就学支援ガイダンスの実施

外国人児童生徒と保護者等に就学や進路等の情報提供及び相談を行う。

令和 7 年度会場／日程：神戸市 令和 7 年 7 月 12 日 (土)
伊丹市 令和 7 年 7 月 19 日 (土)
加東市 令和 7 年 8 月 2 日 (土)
尼崎市 令和 7 年 8 月 9 日 (土)
姫路市 令和 7 年 9 月 7 日 (日)

※ 令和 6 年度実績

会場：神戸市、尼崎市、姫路市、丹波市、南あわじ市

参加者数：251 人

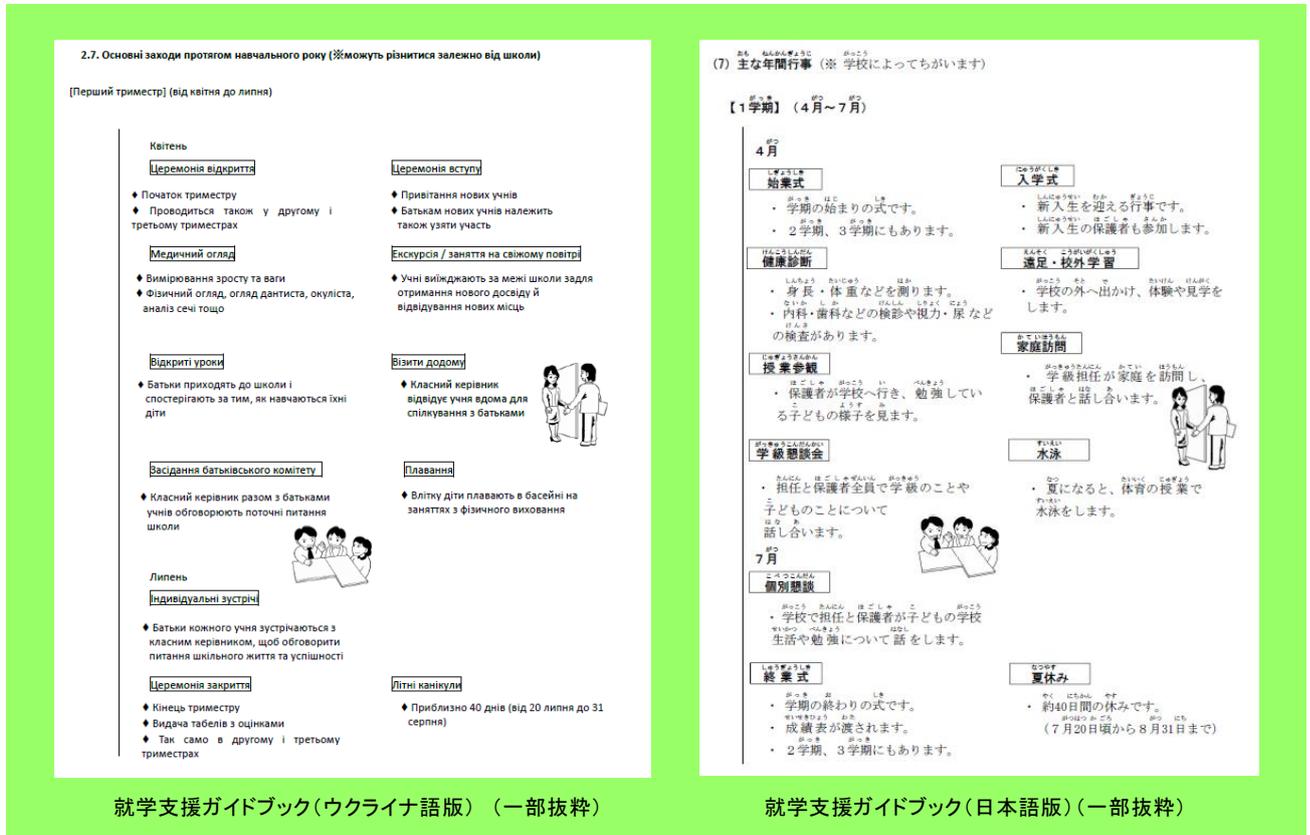
相談件数：52 件



就学支援ガイダンスの様子

(5) 『就学支援ガイドブック』の作成

外国人児童生徒の就学支援を目的に日本の教育制度や入試制度について記載した保護者向け資料『就学支援ガイドブック』をベトナム語や中国語、ポルトガル語など18言語（新たにウクライナ語とペルシャ語を追加）で作成している。



就学支援ガイドブック(ウクライナ語版) (一部抜粋)

就学支援ガイドブック(日本語版) (一部抜粋)

(6) 外国人の子どもの就学状況調査等の実施

学齢期の外国人の児童生徒の就学を促すために現状を調査し、就学に課題のある子どもがいる外国人家庭に対する就学相談等を行う。

2 日本語指導等の支援体制の充実

言語、文化及び生活習慣等の違いによる児童生徒の就学に関する課題の解決を図るため、外国人児童生徒等に対する日本語指導等の支援体制を整える。

(1) 外国人児童生徒等に対する支援の運営体制の充実

1,151千円

県と市町が連携し、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が散在する地域における学校への受入及び日本語指導の支援体制の充実を図る。

① 事業内容

ア 運営協議会の設置・開催 (年2回)

産業労働部国際局国際課や公益財団法人兵庫県国際交流協会と連携し、地域の実態に応じた支援体制の整備を図るため、運営協議会を設置する。

イ 市町の取組への支援

(ア) 補助市町 芦屋市、三木市、丹波篠山市

(イ) 取組内容

- ・ 日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施
日本語能力測定方法の活用や、その結果を踏まえた日本語指導を実施し、実践研究を行う。
- ・ 「特別の教育課程」による日本語指導の実施
個別の指導計画の作成や、指導及び学習評価などの実践研究を行う。

(ウ) 負担割合：国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

(2) 日本語指導研究推進事業の実施

研究推進校において、効果的な日本語指導及び子ども多文化共生教育の在り方について実践的に研究する。

① 研究推進校 3 校

西宮市立高須西小学校、加西市立北条小学校、姫路市立東光中学校

② 指定期間 1 年

③ 事業内容

ア 「特別の教育課程」による日本語指導の在り方に関する研究及び実践

イ 「J S L (第 2 言語としての日本語) カリキュラム」の視点や日本語能力の測定結果を踏まえた日本語指導の在り方に関する実践

ウ I C T を活用した遠隔授業に関する実践や教材開発

エ 日本語指導カリキュラム及び教材リストの作成

オ 日本語指導に関する大学との連携

カ 子ども多文化共生教育の推進 等

キ 日本語指導研究推進校連絡会の設置 (年 3 回)

構成：県立芦屋国際中等教育学校、日本語指導研究推進校 (3 校)

(3) 日本語指導支援推進校事業の実施

7,139 千円

日本語指導が必要な児童生徒の日本語 (生活言語、学習言語) の習得と基礎学力の定着を図るため、児童生徒が多数在籍する学校に日本語指導の専門性の高い支援員を派遣する。

① 事業内容

ア 日本語指導支援員の派遣 (補助市町：芦屋市、三木市、姫路市)

対象児童生徒に対し、日本語による日本語能力向上のための支援を行うため、日本語指導支援員を派遣する市町に対して、経費の一部を補助する。

イ 日本語指導支援推進校事業連絡協議会の設置 (年 2 回)

日本語指導体制を充実させるため、支援の在り方や課題等について協議する。

ウ 日本語指導支援員等研修会の実施 (年 3 回)

日本語指導の充実を図るため、日本語指導支援員等に対し、児童生徒の日本語能力に応じた支援の在り方や指導方法に関する研修を行う。

3 子ども多文化共生センターの運営

1,042千円

子ども多文化共生教育を推進するため、芦屋市新浜町にある県立国際高等学校の敷地内に設置し、多文化共生にかかる人材や情報を一元化し、研修や交流などの機能を有するセンターを運営する。

(1) 事業内容

① 外国人児童生徒等にかかわる教育相談

外国人児童生徒等に対する学校生活や就学及び進路等への支援

ア 相談方法 電話、面接、メール、オンライン

イ 相談者 教職員、外国人児童生徒及び保護者、関係機関・団体 等

ウ 相談内容 日本語指導、進路指導、学校での生活指導 等

※ 令和6年度実績：相談件数 988件

② 多言語による学習教材等の作成

ア 外国人児童生徒受入にかかる資料（学校で使える通知文等）

イ 就学支援ガイドブック

ウ あなたは、どの高校を選びますか？

エ 社会科教材[歴史・地理・公民]

③ 書籍などの貸出

※ 令和6年度実績：日本語指導や多文化共生に関する資料の活用

	書籍・教材	玩具・楽器等	民族衣装	翻訳機
貸出数	119冊	122点	111着	2台

④ 多文化共生にかかわる情報の収集・発信

ア ホームページによる情報提供

イ センター通信の発行・SNSによる発信

ウ 民族衣装等の展示

エ 関係機関等との交流活動を通じた情報収集

⑤ 多文化共生にかかわる研修会や交流活動の企画・運営

ア 関係機関・団体、大学などとのネットワークの拡充

※ ひょうご日本語ネット

イ 産業労働部国際局国際課や公益財団法人兵庫国際交流協会、JICA 関西、NPO/NGO などの様々な団体と連携し、「多文化共生を考える研修会」や「多文化共生のための国際理解教育・開発教育セミナー」等を実施

⑥ 子ども多文化共生ボランティアの活用

ア 登録者数 548人（令和7年3月31日現在）

イ 活用内容 翻訳（チラシ・学校文書等）、通訳（学校外における通訳を含む）、多文化理解、日本語指導 等



教育相談



子ども多文化共生センター展示
(ひょうご・ヒューマンフェスティバル)